

(平成23年規則第1号)

公益財団法人暴力追放広島県民会議賛助会員に関する規則を次のように定める。

平成23年6月9日

財団法人暴力追放広島県民会議
会長 湯 崎 英 彦

公益財団法人暴力追放広島県民会議の賛助会員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人暴力追放広島県民会議（以下「この法人」という。）定款第53条の規定に基づき、賛助会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によって、この法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(賛助会員の資格)

第2条 定款第53条に規定する賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(入会手続)

第3条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、別記様式第1号の「入会申込書」及び別記様式第2号の「表明・確約書」を提出しなければならない。

2 以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）は、会員になることはできない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 準暴力団をはじめとする匿名・流動型犯罪グループ

- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- (7) その他前各号に準ずるもの

3 前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4 入会の可否は、理事長が決定する。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、理事会に賛助会員の入会状況を報告しなければならない。

(会費)

第5条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人 年額 5千円(1口)以上
- (2) 団体 年額 1万円(1口)以上

(会費の納入)

第6条 賛助会員は、希望する口数の年会費を当該年度の8月末までに納入通知で指定された金融機関の口座に振り込まなければならない。ただし、新たに入会した場合は、入会后速やかに納入するものとする。

2 新たに入会した者の会費は、納入された事業年度の年会費とする。ただし、年度末(概ね1月から3月末まで)に入会し、年度内に会費を納入した場合は、翌年度分の会費とみなす。

(会費の使途)

第7条 前条の会費は、その50パーセント以上70パーセント以内を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(除名)

第8条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反する行為をしたとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4) 暴力団等反社会的勢力に該当する個人又は団体であることが判明したとき。
- (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年12月27日、広島県条例第37号）第3章、第4章及び第5章に定める禁止規定等に違反したとき。

2 賛助会員を除名するときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、本人が弁明を希望しない場合はこの限りでない。

(退会)

第9条 賛助会員が退会しようとするときは、別記様式第3号の「退会届」を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。
- 3 賛助会員が賛助会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(賛助会員の特典)

第10条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 広島県警察本部の承認により別記様式第4号の「賛助会員の証」及び別記様式第5号の「基本理念」並びにこの法人の事業の遂行に関し、必要な広報物等の配付を受けること。

(返納)

第11条 除名及び退会の賛助会員に対して、配付している別記様

式第 4 号の「賛助会員の証」の返納を求めるものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人暴力追放広島県民会議の設立登記の日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 19 日一部改正）

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 16 日一部改正）

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 15 日一部改正）

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日一部改正）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

入会申込書

令和 年 月 日

公益財団法人

暴力追放広島県民会議理事長 様

氏 名

代表者氏名

印

公益財団法人暴力追放広島県民会議の目的に賛同し、賛助会員として入会を申し込みます。

個人	住所	〒			TEL
	職業 勤務先				
	ふりがな 氏名			生年月日 T S H . . 生	
	賛助金	口 (千円)			
団体	所在地	〒			
	ふりがな 名称				
	ふりがな 代表者氏名			生年月日 T S H . . 生	
	連絡責任者	職名			TEL
	職名・氏名	ふりがな 氏名			FAX
	賛助金	口 (万円)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

表 明 ・ 確 約 書

公益財団法人
暴力追放広島県民会議理事長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(団体名) 印

- 1 私（個人・法人）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを**表明・確約**いたします・いたしません。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 準暴力団をはじめとする匿名・流動型犯罪グループ
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
 - (7) その他前各号に準ずるもの
- 2 私（個人・法人）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを**表明・確約**いたします・いたしません。
- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私（個人・法人）は、公益財団法人暴力追放広島県民会議（以下「暴追県民会議」という。）に対して、次のいずれかの行為も行わないことを**表明・確約**いたします・いたしません。
- (1) 暴追県民会議の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をすること。
 - (2) 賛助会員として相応しくない行為をすること。
- 4 私（個人・法人）は、上記各号のいずれかに反したことが判明した場合及びこの表明・確約書が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで賛助会員を除名されても一切異議を申し立てず、また納入した会費の返還や賠償を求めず、一切私の責任とすることを**表明・確約**いたします・いたしません。

年 月 日

署 名 役 職

（個人の場合は不要）

氏 名

（注）私（個人・法人）は、該当するものに○印を、また**表明・確約**いたします・いたしませんは、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んで下さい。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

退 会 届

平成 年 月 日

公益財団法人
暴力追放広島県民会議理事長 様

住 所
(所在地)

氏 名 印
(団体名)

このたび、公益財団法人暴力追放広島県民会議の賛助会員を退会したいのでお届けします。

別記様式第 4 号・第 5 号（第 1 0 条関係）は省略